

報道関係者 各位

令和6年6月20日発表

【照会先】

福岡中央労働基準監督署

副署長 古川 太一

第三方面主任監督官 前原 利幸

電話番号 (092) 761-5607

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～無資格者を玉掛け業務に従事させたもの～

福岡中央労働基準監督署（署長 わたなべ 渡辺 じゅんいち 純一）は、本日、株式会社ゼンコー産業及び
同社職長を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年3月2日、福岡市博多区の集合住宅新築工事現場において、移動式クレーンを用いて、鋼矢板を貨物自動車に積み込む作業を行わせる際に、無資格者を玉掛け業務に従事させたもの。

1 被疑者

(1) 株式会社ゼンコー産業 さんぎょう

所在地：福岡県糟屋郡篠栗町中央

事業内容：建設業

(2) 同社職長（52歳）

2 送検法条文及び罰条

株式会社ゼンコー産業、職長ともに

労働安全衛生法違反

同法第61条第1号（就業制限）

労働安全衛生法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）

労働安全衛生規則第41条（就業制限についての資格）

クレーン等安全規則第221条（就業制限）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年3月2日、福岡市博多区の集合住宅新築工事現場において、移動式クレーンを用いて、鋼矢板を貨物自動車に積み込む作業を行っていたところ、鋼矢板の束が崩れ、貨物自動車の荷台の上で作業を行っていた労働者が、鋼矢板とともに地上へ落下し、鋼矢板と地面の間に挟まれ、死亡したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務に従事させる場合には、玉掛け技能講習などを修了した者でなければならないと規定されていますが、災害発生当時、株式会社ゼンコー産業の職長は、玉掛け技能講習を修了していない労働者に、荷外しの作業に従事させた疑いがあります。

なお、玉掛け業務とは、つり具を用いた荷掛け及び荷外しの業務のことです。

【参照条文】

労働安全衛生法

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項(同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前3項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第20条 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

(第一号~第十五号 省略)

十六 制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第41条 法第61条第1項に規定する業務につくことができる者は、別表第3の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

クレーン等安全規則

(就業制限)

第221条 事業者は、令第20条第16号に掲げる業務(制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。)については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 一 玉掛け技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者